

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○ 福島県監査委員
監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第14号

平成28年3月29日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
28財第510号
平成28年5月26日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第294号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 監査対象機関 大笹生学園
監査対象年度 平成26年度、平成27年度
監査実施年月日 平成28年3月16日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	

歳入予算科目に適正を欠いているものがある。

「事実」

本庁との連携が不十分であったため、次の歳入科目に誤りがある。

1 本館及び多目的ホールへの太陽光発電設備設置使用料

(正) (誤)

(款) 使用料及び手数料 諸収入

(項) 使用料 雑入

(目) 行政財産使用料 雑入

(節) 建物使用料 雑入

2 旧園舎厨房器具の売払収入

(正) (誤)

(款) 財産収入 諸収入

(項) 財産売払収入 雑入

(目) 物品売払収入 雑入

(節) その他物品売払代金 雑入

「是正・改善等の意見」

歳入の受入に当たっては、本庁と連携を十分図り歳入科目を確認の上、適正な事務処理を行うこと。

なお、平成27年度分太陽光発電設備設置使用料についても、職員調査日現在誤った科目で収入事務がなされているので、是正を図ること。

歳入予算科目については、平成28年3月14日に科目更正を行い、適正な予算科目で収入しました。

今後は、本庁と連携を十分に図りながら、歳入科目を確認するなど、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

「指摘事項」

収入未済となっている大笹生学園使用料について、債権の保全管理・回収に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

大笹生学園使用料について、監査対象期間末日(平成27年12月31日)現在で、過年度(平成19年度～平成25年度)分収入未済が93件722,204円あるが、督促、納付交渉等徴収事務を実施していない。また、前回監査において指導事項とされたにもかかわらず、滞納者カードに過去に実施した徴収事務についての記録が整理されていない。

「是正・改善等の意見」

収入未済金については、関係規程に基づき債権管理を適切に行うとともに、計画的な徴収活動を行い収入未済額の縮減を図ること。

未納者1名については、平成28年2月25日に本園で面談を実施し、債務承認書への押印及び督促を行いました。

その他の未納者6名については、滞納者カード整理のため状況確認をしています。

今後は、滞納者カード整理の徹底や未納者の面談を進め、適切な債権管理と計画的な徴収活動を行い、収入未済額の縮減に努めてまいります。

なお、面談結果や債務の状況から、生活困窮等で支払が困難と認められる未納者については、本庁と協議しながら、今年度内に不納欠損の手続を進めてまいります。

- 2 監査対象機関 農業総合センター
 監査対象年度 平成26年度
 監査実施年月日 平成28年2月3日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給について著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 週休日に出張したにもかかわらず超過</p>	<p>超過勤務手当の支給について、関係書類を突合再点検し、追給及び返納手続を行いました。</p> <p>また、再発防止を徹底するため、超過</p>

勤務手当の申請漏れにより、支給されていない超過勤務手当が6件（94,315円）、私有車の時間外運転時間から通勤時間を控除せず、超過勤務手当の過支給となっているものが4件（12,204円）ある。
 「是正・改善等の意見」
 超過勤務手当の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。

勤務手当の制度及び手続について、所内会議等で全職員に周知するとともに、週休日の当番表を作成して全職員が管理・閲覧できるようにすることで、職員と部長の双方が週休日等を確認して、申請と決裁を行う体制を確立しました。
 今後は、関係規程に基づき適正な事務処理を行うよう努めてまいります。

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 5 号

平成28年3月29日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年 8 月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
 2 8 財 第 5 0 4 号
 平成28年 5 月26日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県知事 内 堀 雅 雄 ㊦

定期監査（技術監査）に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第295号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別 紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県北建設事務所
- 監査対象年度 平成27年度
- 監査実施年月日 平成28年3月16日

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 対象工事名：復興公営住宅整備工事 （二本松市表地区） 工事の積算に適切でないものがある。 「事実」 工事の積算に誤りがあったため、設計額が過大となっている。 正 設 計 額 1,092,967,560円 誤 設 計 額 1,104,803,280円 差 額 11,835,720円 (内訳) 過 大 設 計 額 12,136,932円 過 小 設 計 額 301,212円 (1) 造成工事（土木工事）及び基礎工事（建築工事）の設計不整合により、土工数量算定の積算が過大となっている。 (2) コンクリートの数量算定などの誤	工事の積算誤りについては、造成と建築の内容を十分考慮して、設計変更により対応いたします。 今後は、本庁建築住宅課と連携を図りながらチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正な執行に努めてまいります。

りにより、積算が過大となっている。
 (3) 型枠運搬費の未計上などの誤りにより、積算が過小となっている。
 「是正・改善等の意見」
 工事の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック体制の強化に努めること。

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 6 号

平成28年3月29日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年 8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
 28教財第384号
 平成28年 5月31日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第294号で報告のありましたこのことについて、別紙の通り措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別 紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 安達高等学校
- 監査対象年度 平成26年度、平成27年度
- 監査実施年月日 平成28年2月8日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に適正を欠いているものがある。 「事実」 教員Aの配偶者について、事業所得の確認が不十分であったため要件を欠いているにも関わらず扶養親族に認定しており、平成26年4月から平成27年3月までの扶養手当及び期末手当、合計189,150円が過支給となっている。 過支給額 扶養手当 156,000円 期末手当 33,150円 「是正・改善等の意見」 職員手当に係る事務に当たっては、関係条例等に基づき適正に行うこと。 なお、平成25年度以前の手当にも過支給があることから、適切に措置すること。</p>	<p>消滅時効にならない5年分の扶養手当及び期末手当の過支給額782,600円について、平成28年2月17日に収入調定を行い、平成28年2月25日に収納しました。 今後は、扶養手当の認定にかかる基準等を正しく理解するとともに、定期的な手当の認定要件の確認を行うなど、チェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。</p>

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 7 号

平成28年3月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎
 28財第562号
 平成28年5月31日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦 様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

平成27年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第299号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>1 検査等の実施要綱、検査基準、マニュアル等の整備について</p> <p>(1) 判断、指導基準の策定と周知について 「公益法人等立入検査」において、検査等の効率性及び統一性の観点から、検査等における適否の判断基準、指導基準等の策定及び具体的指導基準の周知について検討されたい。（私学・法人課）</p> <p>(2) 検査基準や指導方法の明確化等について 「電気工事業立入検査」、「指定障害福祉サービス事業者等指導監査」及び「旅館業法立入検査」において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査等における基準及び指導方法の明確化並びにマニュアル、調査票及び分かりやすいチェックリストの策定について検討されたい。（消防保安課、福祉監査課、食品生活衛生課）</p> <p>2 検査等の実施計画について</p>	<p>（私学・法人課） 新制度への移行後間もないことから、事例を積み重ねつつ、国や他県の状況を考慮しながら検討していく。</p> <p>（消防保安課） 「電気工事業立入検査」における基準及び指導方法を明確化するため、国が策定する要領に準じて調査票を含む立入検査マニュアル及びチェックリストを策定した。</p> <p>（福祉監査課） 「指定障害福祉サービス事業者等指導監査」における「主眼事項及び着眼点」の改訂を実施する。</p> <p>（食品生活衛生課） 「旅館業法立入検査」に関する指導方法についてのマニュアル等を、各保健福祉事務所と共同で作成することとし、保健福祉事務所担当課長等会議で作成の方針等を示し、作成への協力を依頼した。</p>

(1) 実施計画の作成について
「電気工事業立入検査」において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成、検査等の確実な実施について確保されたい。(消防保安課)

(2) 団体等の管理台帳等について
検査等の効率性及び統一性の観点から、検査等対象事業者把握のための台帳管理システムにおけるデータの随時更新、操作マニュアルの活用、周知の徹底等、台帳管理の適正化について対応されたい。(消防保安課、食品生活衛生課)

(3) 実施計画の提出及び確認について
「火薬類取締法保安検査」及び「認可外保育施設指導監督」においては、検査等の効率性及び統一性の観点から、実施計画の作成及び提出の取扱いについて検討の上、適切な事務取扱いとなるよう指導されたい。(消防保安課、子育て支援課)

(4) 実施計画及び実施実績について
「旅館業法立入検査」及び「食品営業施設監視」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成とそれに対応した実施の確保について検討されたい。(食品生活衛生課)

(消防保安課)

「立入検査実施要領」を改正し、所定の様式を定め、年度当初に実施計画を作成し4月30日までに報告するよう新たに規定するとともに、5月25日に開催した担当者会議において、実施計画の作成及び検査の確実な実施について周知徹底を図った。

(消防保安課)

データの更新漏れ等を防ぐために、複数人によるチェックの実施や随時の更新に加え定期的な現状とデータの照合など、具体的な対策について、今年度周知徹底するとともに、今後、毎年度開催する担当者会議において、操作マニュアルにより操作方法を説明するなどして、適切な台帳管理を行うよう指導する予定である。

(食品生活衛生課)

保健福祉事務所担当課長等会議において、福島県環境衛生台帳管理システム操作マニュアルの再周知を行った。

(消防保安課)

「火薬類取締法保安検査」については、4月27日に開催した担当者会議において、年度当初に実施計画を作成し、毎年度4月30日までに報告するよう実施要領で規定されている旨を改めて周知徹底した。また、消防保安課において実施計画の把握漏れがないよう、今後、毎年度当初に文書により期限までの提出を指示する予定である。

(子育て支援課)

「認可外保育施設指導監督」の実実施計画の作成及び提出時期については、保健福祉事務所の意見を聞きながら実施要綱の見直しを含めて実施計画の作成及び提出時期について検討していく。

(食品生活衛生課)

県食品衛生監視指導計画の食品営業施設監視については、各保健福祉事務所の意見を聞きながら、食品生活衛生課において監視対象施設の選定方法や目標値の設定等を見直し、実効性や効率性を考慮した適切な監視計画が策定できるように検討していく。

旅館業法立入検査実施計画及び実施実績については、「環境衛生関係施設に対する監視指導計画策定要領」に基づき、各保健福祉事務所が適切な計画、策定及び評価ができるように食品生活衛生課で検討していく。

- (5) 実施計画の対象団体等について
 長期にわたり検査等が実施されていない団体等や、また同様の事例が発生する可能性がある検査等において、検査等の実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成と検査等実施の確保について検討されたい。(私学・法人課、福祉監査課、食品生活衛生課、農業経済課、計量検定所)
- (私学・法人課)
 書面調査などの状況を見ながら計画的に対象団体を選定し、長期にわたる検査の実施漏れが解消されるよう実地検査対象の選定を検討していく。
- (福祉監査課)
 人員増員の検討、検査開始時期の前倒し、検査手法の効率化などにより検査実施団体の増に努める。
- (食品生活衛生課)
 旅館業法立入検査においては、平成28年3月23日付け27健第9017号において、立入検査を行っていない施設を優先的に監視するとともに、監視割合について計画に定めるよう各保健福祉事務所へ通知した。
- (農業経済課)
 法令により検査が必要な組合については、適宜、実施計画を作成の上、検査を行っていく。
- (計量検定所)
 「計量法ガイドライン」(全国計量行政会議作成)を参考に検査周期を設定し実施しているが、長期にわたり検査が実施されない団体が発生しないよう実施計画の作成と検査実施の確保を検討していく。
- (6) 実施計画における実施頻度について
 「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検討等の有効性、実効性及び統一性の観点から、適切な実施計画の作成と実施の確保について検討されたい。(農業経済課)
- (農業経済課)
 人員が限られている中、適切な検査実施計画の作成及び検査実施の確保について検討していく。
- (7) 実施計画の作成方法について
 「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」においては、検査等の有効性、効率性及び実効性の観点から、検査等実施計画における適切な実施対象の選定と実施件数や実施方法の見直しについて検討されたい。(消費生活課)
- (消費生活課)
 平成28年度の各立入検査計画策定時に、「毎年同じ店舗を選定するのではなく、可能な限り過去に実施していない事業者について検査すること。」として実施機関に通知した。
- (8) 実施計画及び実施方法について
 「私立学校学校運営状況調査」、「商工会等立入検査」、「商工会等指導監査」及び「農業共済組合検査」においては、検査等の有効性、効率性及び実効性の観点から、検査等実施計画において、必要に応じ事業現
- (私学・法人課)
 「私立学校学校運営状況調査」については、書面調査において、法人運営や学校運営の健全性に疑いのある学校等に対して、適切な立入調査が行えるよう人員確保や実施計画の調整に努める。

場の確認を適切に行うなど、実効性のある検査等となるよう、実施方法の見直しを含め検討されたい。(私学・法人課、経営金融課、農業経済課)

3 検査等の実施体制について

(1) 検査等に係る人員確保について

「火薬類取締法保安検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」、「食品営業施設監視」、「認可外保育施設指導監督」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の有効性、実効性や統一性の観点から、複数人での検査実施体制の確保について指導されたい。(消防保安課、消費生活課、食品生活衛生課、子育て支援課)

(2) 検査等の実施方法について

「電気工事業立入検査」、「認可外保育施設指導監督」及び「私立学校学校運営状況調査」においては、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、実地調査を増やすための検査等実施体制の確保、検査方法の見直し等について検討及び指導されたい。(私学・法人課、消防保安課、子育て支援課)

(経営金融課)

「商工会等立入検査」及び「商工会等指導監査」については、引き続き、実施権限のある商工会等の事務所の現地確認を行うとともに、権限外であっても必要に応じて任意の現地確認を実施する。

(農業経済課)

「農業共済組合検査」については、必要に応じた現地確認の実施を検討していく。

(消防保安課)

「火薬類取締法保安検査」については、4月27日に開催した担当者会議において、検査の正確性及び公正性を担保するため、実施要領の規定どおり、原則2名以上で検査を行うよう指示し、複数人での検査実施体制の確保を徹底することとした。

(消費生活課)

「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」については、平成28年度の各立入検査計画策定時に、「事務処理要領の規定に基づき、原則2名以上の検査員で実施すること。」として実施機関に通知した。

(食品生活衛生課)

「食品営業施設監視」については、今後も施設監視においては複数人による監視体制とするように、改めて保健福祉事務所の課長等会議において要請した。

(子育て支援課)

「認可外保育施設指導監督」については、複数人による監視体制とするように、引き続き保健福祉事務所を指導していく。

(私学・法人課)

「私立学校学校運営状況調査」においては、書面調査を実施した上で、法人運営や学校運営の健全性に疑いのある学校等については必要に応じて実地調査を行うことを検討していく。

(消防保安課)

「電気工事業立入検査」については、5月25日に開催した担当者会議において、立入検査は実地調査で行うよう指導徹底を図り、特に新規登録事業者や問題のあった事業者等については優先して行うよう併せて指示した。

なお、検査計画の作成に当たっては、対象事業者数に応じて、おおむね5年に1回という検査頻度の範囲内で実施事業者数を調整するなど、検査方法を工夫す

- (3) 検査等の実施体制の確保について
検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、部局等や検査等を担当する実施機関全体として、実施方法の見直しを含め、法令等に対応する検査等を適切に実施できる体制が確保されるよう検討されたい。(各検査等所管課、各検査等実施機関)

るよう指導する予定である。

(子育て支援課)

「認可外保育施設指導監督」については、保健福祉事務所の意見を聞きながら、検査等実施体制の確保、検査方法の見直し等について、検討していく。

(私学・法人課)

必要に応じて、所管する課・総室での対応を要請することや私学・法人課職員との同行など、検査体制の確保に努めていく。

(県北地方振興局)

商工会等の指導等に関しては、監査時の人員配置や手法、監査時間をさらに工夫するなど、より適切な体制を検討する。

消費生活等関係の検査等に関しては、これまで実施していた検査員全員による事前打合せについて、検査のポイント等を十分確認するなどして、適切な検査の実施に努めていく。

(会津地方振興局)

商工会等の指導等に関しては、本庁所管課主催の研修会へ参加するほか、課内勉強会の開催等により、職員の資質の向上に努めるとともに、本庁からの応援職員の派遣を要請するなど、指導監査を適切に実施していく。

消費生活等関係の検査等に関しては、限られた人員体制の中で効率的に検査等を実施するため、事前に所属内の研修会を開催し、主担当者だけでなく、全担当が十分な知識を取得できるようにする。

(消防保安課)

同一地区の事業者については併せて検査を行うなど、検査方法を工夫するとともに、今回整備したマニュアル、チェックリスト等を活用しながら検査の効率化を図る予定である。

(スポーツ課)

「公益法人等立入検査実施要領」による原則2名の検査員は課内で確保する方針であるが、やむを得ず確保できない場合には、私学・法人課に応援を要請するなど検査体制の確保に努める。

(消費生活課)

各立入検査計画策定時に具体的な確認のポイントを示している。また、各実施機関の1年間の検査対象は、販売事業者3～5店舗程度であり、1～2日で実施することも可能であることから、検査実施体制は確保されている。

(福祉監査課)

人員増員の検討、検査開始時期の前倒し、検査手法の効率化、職員研修の充実などにより検査等実施体制の確保に努める。

(県南保健福祉事務所)

町村社会福祉協議会及び保育所経営社会福祉法人については、本庁福祉監査課との合同監査ではなく所単独監査である。特に会計面での監査について知識及び経験が不足するため、当所では主任主査が担当し、研修を受けた職員と2名での監査実施を徹底している。

「介護保険事業者指導監査」及び「指定障害者福祉サービス事業所等指導監査」等の本庁福祉監査課との合同監査についても、若手職員等を研修会に参加させ、検査実施に必要な知識や技術を向上させるとともに、検査等所管課と連携を図りながら、実施体制の強化に努める。

(商工総務課)

検査は2名以上の検査員で実施しており、今後も法令等に対応する検査等を適切に実施できる体制の確保に努めていく。

(経営金融課)

適切な人員配置を求めるとともに、若手職員が多いことを踏まえた研修内容の充実を検討する。

(計量検定所)

検査に当たっては、年間実施計画を策定のうえ、事前に調査項目を確認し2名以上の検査員で実施している。今後も法令等に対応する検査等を適切に実施できる体制の確保に努めたい。

(農業経済課)

検査実施方法の見直しによる、農林事務所及び水産事務所職員の業務負担への配慮について検討するほか、研修内容の充実に努め、検査を適切に実施できる体制の確保を図る。

(県南農林事務所)

検査担当職員として、若手職員を配置せざるを得ない状況であり、かつ、検査担当職員は、その他の事務事業を行いながら検査を実施しているため、事務所として支援体制を確立し、今後とも法令等に対応する検査を適切に実施できる体制づくりに努めていきたい。

(いわき農林事務所)

人員や研修期間等が限られている中で、

本庁・出先機関の一層の連携や事務所内の支援体制を確立することにより、法令等に対応する検査を適切に実施できる体制の確保に努めていく。

(水産事務所)

検査実施体制については、農業経済課、水産事務所が各実施主体となり、年間計画に基づき検査を実施しており、検査実施主体以外にも協力を依頼して職員派遣を受けするなど体制を確保し、予め検査役割分担を決めて検査に臨んでいる。

今後も、事務所内の協力体制の確立や農業経済課との連携により、法令等に対応する検査を適切に実施できる体制の確保に努めていきたい。

(下水道課)

検査実施体制は確保され、計画どおり検査を実施しているが、更に検査の実効性等を高めるため、担当職員の検査技術の向上を図るとともに、他の実施機関と連携して実施方法の見直しを検討していきたい。

(4) 検査員の選定について

「公益法人等立入検査」では、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、法人の構成員、事務局等を所管課等が兼務している場合の検査員選定のあり方等、実施方法に関する基準を規定するとともに、少なくとも兼務職員が検査員として実施するようないよう、検査等事務手続の見直しについて検討されたい。(私学・法人課、スポーツ課)

(私学・法人課)

所管課内で、直接業務を行わない職員を指定することや総室での対応を要請すること、私学・法人課職員の同行など、兼務職員が検査員とならないよう努める。

(スポーツ課)

所管する公益法人の構成員、事務局等を当該職員が兼務している場合には、兼務職員以外の者を検査員に指名することとした。

(5) 検査等実施状況の把握等について

「電気工事業立入検査」、「火薬類取締法保安検査」においては、検査等の有効性、実効性及び統一性の観点から、実施機関における実施状況や実施内容の把握を適切に行うとともに、「火薬類取締法保安検査」では、検査等対象の選定基準等運用基準の明確化について検討されたい。(消防保安課)

(消防保安課)

「電気工事業立入検査」においては、実施要領を改正し、翌年度の4月30日までに提出することとなっている実施状況報告書に指導内容の項目を加え、検査の状況を把握することとし、5月25日に開催した担当者会議において説明した。

さらに、今後、毎年度開催する担当者会議で実施状況報告書の期限内提出を周知徹底する。

「火薬類取締法保安検査」においては、実施要領を改正し、翌年度の4月30日までに地方振興局から消防保安課へ検査結果を報告させることにより、検査の状況を把握する予定である。

また、検査等対象の選定基準等については、現行の法律及び実施要領により明確に規定されている。

なお、「火薬類取締法立入検査」においては、翌年度の4月30日までに提出することとなっている実施状況報告書によ

(6) 検査等所管課と実施機関の情報共有について

「介護保険事業者指導監査」、「商工会等指導監査」、「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、所管課や実施機関間における現場や検査結果等の適時適切な早期情報共有の在り方について検討されたい。（福祉監査課、経営金融課、農業経済課）

(7) 研修、担当者会議等の実施について

「電気工事業立入検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」及び「公益法人等立入検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査等実施水準確保のための十分な研修等実施について検討されたい。（私学・法人課、消防保安課、消費生活課）

り検査の状況を把握することとしており、4月27日に開催した担当者会議において説明した。

さらに、今後、毎年度開催する担当者会議で実施状況報告書の期限内提出を周知徹底する。

また、検査等対象の選定基準等については、実施要領の改正を行い、検査対象である販売所には競技用紙雷管を扱うスポーツ用品店も含まれる旨を注記することで、検査対象の選定基準の明確化を図る予定である。

（福祉監査課）

「介護保険事業者指導監査」については、関係機関と協議の上、情報共有の具体的方策について、検討していく。

（経営金融課）

「商工会等指導監査」については、これまで翌年度の指導監査事務担当者会議までに県商工会連合会による各商工会の個別指導結果について情報提供を受けてきたが、今後は随時県商工会連合会から地方振興局に報告を行い、速やかな情報共有を行うこととした。

（農業経済課）

「農業協同組合検査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」の検査結果について、農林事務所及び水産事務所と早期の情報共有に努めていきたい。

（私学・法人課）

「公益法人等立入検査」については、新任職員向けに制度全般や立入検査に関する研修会を毎年度実施している。引き続き、研修内容の充実を図り、検査実施水準の確保に努めていく。

（消防保安課）

「電気工事業立入検査」については、今年度から新たに担当者会議を実施し、立入検査に係る理解を深めるとともに、実施要領、マニュアル、チェックリスト等、基本的な部分からの説明を丁寧に行うなど、初任者にも分かりやすい研修内容とし、検査等実施水準の確保を図ることとした。

（消費生活課）

「家庭用品品質表示法立入検査」及び「消費生活用製品安全法立入検査」については、各立入検査計画策定時に、検査対象製品の確認のポイントを文書で実施機関に通知し、検査実施水準及び専門性の確保に努めている。

(8) 検査等における専門性の確保について

専門性の高い知識習得が求められる検査等においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、更なる専門性確保のための研修等の充実や公認会計士等専門的人材の導入等による検査体制の強化について検討されたい。(各検査等所管課)

(私学・法人課)

立入検査時に問題となった事案について、審議会委員である公認会計士等専門家からの助言を受けるなど、検査体制の強化に努める。

(消防保安課)

国等が主催する研修等へ参加し、毎年度開催する担当者会議等において伝達研修を実施することにより専門性の確保を図る予定である。

(消費生活課)

各立入検査計画策定時に、検査対象製品の確認のポイントを文書で実施機関に通知し、検査実施水準及び専門性の確保に努めている。

(福祉監査課)

監査事務研修会における公認会計士の講義内容の充実を図るなど、専門性の高い知識の習得に努める。

(食品生活衛生課)

若手職員の育成について、職場におけるOJTのほか、法令や監視指導に関する専門研修を実施するなど体制充実に努める。

(商工総務課)

計量教習の受講や所内研修の実施により専門性の確保に努めている。

(経営金融課)

研修等の充実等について検討する。

(農業経済課)

「農林水産協同組合検査職員研修会」について、平成28年度に内容を拡充して実施したところであり、今後も適宜見直しを行うとともに、国が開催する研修への参加により、専門性の確保に努めたい。

4 関係機関との連携について

(2) 他部局機関との連携について

「火薬類取締法保安検査」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査対象、検査方法、チェック項目の調整等を行うなど効果的な連携について検討されたい。

(消防保安課)

(消防保安課)

「火薬類取締法保安検査」については、法制度上警察に検査権限がないことから、地方振興局のみでの実施となるが、「火薬類取締法立入検査」については、検査の実施について、警察署と連携を図るよう地方振興局に対して通知する予定である。

(3) 不適正事案の対応における連携について

計量検定所における計量法関係検査においては、検査等の効率性、実

(計量検定所)

検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、不適正事案の対応において、国(東北農政局及び農林水産消費安全技

効性及び統一性の観点から、不適正事案の対応において、適切に関係機関との連携が図られるよう、情報提供体制の見直しを検討されたい。（計量検定所）

5 検査結果等の取扱いについて

(1) 検査等結果の記録について

検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等において、検査等の有効性、効率性及び統一性の観点から、適切な管理及び整備について徹底されたい。（各検査等所管課、各検査等実施機関）

術センター）や消費生活センター等との連携が図られるよう、情報提供体制の見直しを検討していきたい。

（私学・法人課）

これまでも立入検査実施報告書に検査経過及び結果を明記し、意思決定過程を記録にしているが、研修会等を活用して適切な管理及び整備を徹底していく。

（県北地方振興局）

商工会等の指導等に関しては、検査等結果の決定過程等の記録について、今後も引き続き、適切な管理及び整備に努めていく。

消費生活等関係の検査等に関しては、検査時の個別記録は、以降の指導や検査を行ううえで重要な資料となることから、引き続き適切な保管・管理に努めていく。

（会津地方振興局）

商工会等の指導等に関しては、指導監査終了後は、各職員の記録、指導監査結果の決定過程の記録等を適切に管理していく。

消費生活等関係の検査に関しては、検査終了後は、記録を作成の上、適切に管理し、有効に活用できるようにする。

（スポーツ課）

引き続き、検査等結果の適切な管理及び整備を徹底する。

（消防保安課）

検査結果の処理については実施要領等において規定しており、確認記録等については文書管理規定により管理しているところであるが、詳細な内容や特記事項を含めた検査結果記録を適切に整備及び管理するため、毎年度開催する担当者会議において周知徹底を図るとともに、検査結果を次回の検査に有効に活用するよう併せて指示する予定である。

（消費生活課）

検査結果等の適切な管理及び整備については、各法律の事務処理要領等により、適切に行われている。

（食品生活衛生課）

食品衛生法に基づく行政処分等の意思決定の過程について、検討した経過等についても記録を残すよう、保健福祉事務所担当課長等会議で指示した。

- (2) 検査等結果による指導方法について
「旅館業法立入検査」においては、検査等の有効性、効率性及び統一性の観点から、検査指導基準、指導方法、様式等規定の策定等について検討されたい。(食品生活衛生課)
- (3) 検査等結果による効果的指導について

(県南保健福祉事務所)
検査等結果の記録については、検査の有効性等が担保されるよう、適切な管理に努める。

(商工総務課)
「立入検査実施要領」等により適切に対応している。

(経営金融課)
引き続き、書類等の適切な管理及び整備の徹底に努める。

(計量検定所)
「立入検査実施要領」等に基づき適切に整備を行っている。今後も適切な管理及び整備について徹底していく。

(農業経済課)
検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等については、適切に管理及び整備を行っており、引き続き、適切な管理及び整備に努めていきたい。

(県南農林事務所)
検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等については、適切に管理及び整備しており、引き続き適切な管理及び整備に取り組んでいきたい。

(いわき農林事務所)
検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等については、適正に管理及び整備しており、今後も適正な執行に努めていく。

(水産事務所)
検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等については、適切な管理及び整備は徹底されており、今後も適正な執行に努めていく。

(下水道課)
検査結果の決定について、今後は検査実施後の打合せ記録簿を整備するなど、決定過程を明らかにするよう改めていきたい。

(食品生活衛生課)
「旅館業法立入検査」に関する指導方法についてのマニュアル等を、各保健福祉事務所と共同で作成することについて、保健福祉事務所担当課長等会議で依頼した。

(子育て支援課)
「認可外保育施設指導監督」において、

「認可外保育施設指導監督」、「商工会等指導監査」、「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、指導方法の見直しを含め、効果的な指導の在り方を検討の上、適切な対応に努められたい。（子育て支援課、経営金融課、農業経済課）

(4) 検査等結果の他の実施機関への周知について

検査等結果の具体的事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切な周知について検討されたい。（各検査等所管課）

(5) 個別団体に関する検査等結果の公表について

検査等結果の公表については、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなど、積極的な公表について検討されたい。（各検査等所管課）

改善に向けた取組が有効に機能していない団体については、改善に向け、個別に対応を検討していく。

（経営金融課）

「商工会等指導監査」において、同じ指導項目が続くものについては、事案に応じて文書指導に格上げする等引き続き効果的な指導に努める。

（農業経済課）

「森林組合検査」及び「水産業協同組合検査」においては、「森林組合」及び「水産業協同組合」の指導担当課と連携を深め、効果的な指導の実施を指導担当課に働きかけていきたい。

（私学・法人課）

具体的な留意事項等については、研修会での事例研究等、適時適切な情報共有に努める。

（消防保安課）

地方振興局から翌年度の4月30日までに提出のある実施状況報告書を県の共有フォルダで常時閲覧できるようにし、情報共有を図るとともに、年度当初に開催する担当者会議において、実施状況報告書を踏まえ情報交換を行う予定である。

（消費生活課）

問題のあった事例については、他の実施機関にも速やかに周知していく。

（福祉監査課）

各保健福祉事務所に対し、指導監査結果を周知することとする。

（商工総務課）

本県における計量検定の実施機関は計量検定所のみであり、所内で周知徹底を図っている。

（経営金融課）

引き続き、担当者会議での情報共有を行う。

（農業経済課）

検査結果の具体的事例の周知について、検討していきたい。

（私学・法人課）

検査結果について、重大事案については公表のあり方を検討する。

（消防保安課）

立入検査に係る検査項目、実施件数、指摘・指導事項別件数の情報は、消防保

<p>6 問題があった際の随時の検査等の対応について</p> <p>(1) 問題のあった際の随時の検査等の対応について</p> <p>随時検査等の対応について、検査等の有効性、効率性、実効性及び統一性の観点から、検査実施に係る実務的なマニュアル等を策定するなど、適時適切な対応ができるよう検討さ</p>	<p>安課のホームページで公表する予定である。</p> <p>(消費生活課)</p> <p>割賦販売法、消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法の問題事例は法律上、県の報告に基づき国が対応することとなる。特定商取引法の問題事例は、「特定商取引に関する法律の規定による福島県知事の指示と販売事業者等の名称等の公表に関する要領」により基準を定め、その規定に基づき公表を実施している。</p> <p>(食品生活衛生課)</p> <p>県民の健康保護の観点から、問題事例については、今後も速やかな公表に努める。</p> <p>(福祉監査課)</p> <p>指摘事項を取りまとめホームページ上に掲載している。また、関係団体等に対し、指摘の多い事例を中心に説明を行っている。</p> <p>なお、行政処分した場合など特に問題のある事案については、法人名、サービス事業所名、処分理由等をホームページ上で公表している。</p> <p>(商工総務課)</p> <p>検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、計量検定所のホームページに検査等結果を掲載して公表している。</p> <p>(経営金融課)</p> <p>任意に行う商工会指導監査についても、実施件数の公表等を検討したい。</p> <p>(農業経済課)</p> <p>「農林水産省協同組合等検査基本要綱」において、検査書は、検査の結果に基づく指摘事項を検査対象者の役員に対して示すものであり、内容を漏えいしてはならないものであるとされている。したがって、個別の組合の検査結果を公表することは考えていない。</p> <p>なお、検査実施組合数等、検査実績及び計画について、ホームページ上で公表している。</p> <p>(私学・法人課)</p> <p>法人に問題が起きた場合は直ちに当課に相談するよう所管課には周知しており、状況に応じた適切な対応に努める。</p> <p>(消防保安課)</p> <p>問題のあった際の随時の検査等の対応</p>
---	--

りたい。(各検査等所管課)

については、電気工事業に関しては、苦情申出又は他の行政庁からの通報等により判明した違法な事業者に対する随時検査の実施を、火薬類に関しては、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合の随時検査の実施をそれぞれ実施要領で規定しており、これにより対応可能である。

(消費生活課)

随時の検査については、国のマニュアルに準じて、相談の具体性、違反行為の状況、他機関の調査状況等の具体的な基準に沿って、問題事例の「立入検査計画書」を作成し、対応している。

(食品生活衛生課)

現在、「食品衛生法に基づく行政処分等事務取扱要領」、「不良食品事務処理マニュアル」、「レジオネラ属菌検査要領」など策定し対応しているところ。今後も問題事例に対しては、随時検査の手順をマニュアルに反映し対応していく。

(福祉監査課)

問題があった際に随時適切な対応が図れるよう、検査項目や検査方法について規定するマニュアルの策定を検討する。

(商工総務課)

「立入検査実施要領」及び「計量関係法令の違反事項等に係る取扱基準」により適切に対応している。

(経営金融課)

不適正事案発生時のマニュアルとして、平成27年3月、県商工会等検査規程及び実施要領を定めた。

(農業経済課)

全般的な対応マニュアルを策定しているほか、検査の都度、事案に応じたチェックリスト等を作成していることから、引き続き適切に対応していきたい。

(私学・法人課)

不適正事案における検査等結果については、研修会等で所管課に周知し、再発防止に努める。

(消防保安課)

地方振興局から翌年度の4月30日までに提出のある実施状況報告書(不適正事案も含まれている)を県の共有フォルダで常時閲覧できるようにし、情報共有を図るとともに、年度当初に開催する担当者会議において、実施状況報告書を踏まえ情報交換を行う予定である。

(2) 不適正事案における検査結果等の実施機関への周知について

不適正事案における検査等結果の具体的事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切に周知されるよう検討されたい。(各検査等所管課)

(3) 不適正事案における検査結果等の公表について

個別及び全体の検査等結果の公表について、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなどして、積極的な公表について検討されたい。(各検査等所管課)

(消費生活課)

不適正事案の検査結果については、他の実施機関にも速やかに周知していく。

(食品生活衛生課)

不適正事案の具体例については、監視指導時に実施機関へその場で口頭で伝達するとともに、重大な案件については必要に応じて文書にて周知している。

(商工総務課)

本県における計量検定の実施機関は計量検定所のみであり、所内で周知徹底を図っている。

(経営金融課)

引き続き、担当者会議を通じた情報共有を行う。

(農業経済課)

検査の都度、過去の具体的事例等を踏まえた着眼点を整理し、関係する実施機関に伝えていることから、引き続き実施していきたい。

(私学・法人課)

検討結果について、重大事案については公表のあり方を検討する。

(消防保安課)

不適正事案における個別及び全体の検査等結果の公表については、全国で統一した基準を設ける必要があることから、国や他県の状況等を注視しながら、慎重に検討して参りたい。

(消費生活課)

割賦販売法、消費生活用製品安全法及び家庭用品品質表示法の不適正事案は法律上、県の報告に基づき国が対応することとなる。特定商取引法の不適正事案は、「特定商取引に関する法律の規定による福島県知事の指示と販売事業者等の名称等の公表に関する要領」により基準を定め、その規定に基づき公表を実施している。

(福祉監査課)

行政処分した場合には、法人名、サービス事業所名、処分理由等をホームページ上で公表している。

(食品生活衛生課)

「食品安全に係る公表に関する取扱要領」に基づく公表のほか、県民の健康保護の観点から一般県民や他の食品関係事業者に対して有益と思われる情報等につ

	<p>いて、立入検査や講習会等の機会及びホームページを活用した情報提供の実施に努めていく。</p> <p>(商工総務課) 「計量関係法令の違反事項等に係る取扱基準」により公表することとしている。</p> <p>(経営金融課) 今後も積極的な公表に努める。</p> <p>(農業経済課) 「農林水産省協同組合等検査基本要綱」において、検査書は、検査の結果に基づく指摘事項を検査対象者の役員に対して示すものであり、内容を漏洩してはならないものであるとされている。さらに、不適正事案の件数が少ないため、全体結果であっても、内容の公表は個別の団体の特定に結びつく。したがって、個別の組合の検査結果を公表することは考えていない。</p> <p>なお、事案発生団体を含む対象団体等で構成するグループ内において、必要に応じ事案の共有が行われている。</p>
--	---

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 1 8 号

平成28年3月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成28年8月19日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 福公安（会）第1号
 平成28年5月23日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
 福島県監査委員 宮 下 雅 志
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦
 様

福島県公安委員長 洪 佐 克 之 ㊟

平成27年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成28年3月18日付け27福監第299号で報告がありました平成27年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別 紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見 1 検査等の実施要綱、検査基準、マニユ	

アル等の整備について

(3) 検査等記録の保管について
「警備業法立入検査」及び「火薬類取締法立入検査」において、検査等の有効性及び統一性の観点から、文書保存期間及び文書廃棄時期の見直しを検討されたい。(生活安全企画課)

3 検査等の実施体制について

(1) 検査等に係る人員確保について
「火薬類取締法保安検査」、「家庭用品品質表示法立入検査」、「消費生活用製品安全法立入検査」、「食品営業施設監視」、「認可外保育施設指導監督」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の有効性、実効性や統一性の観点から、複数人での検査実施体制の確保について指導されたい。(生活安全企画課)

(3) 検査等実施体制の確保について
検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、部局等や検査等を担当する実施機関全体として、実施方法の見直しを含め、法令等に対応する検査等を適切に実施できる体制が確保されるよう検討されたい。(各検査等所管課)

(8) 検査等における専門性の確保について
専門性の高い知識習得が求められる検査等においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、更なる専門性確保のための研修等の充実や公認会計士等専門的人材の導入等による検査体制の強化について検討されたい。(各検査等所管課)

4 関係機関との連携について

(2) 他部局機関との連携について
「火薬類取締法保安検査」及び「火薬類取締法立入検査」においては、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、検査対象、検査方法、チェック項目の調整等を行うなど効果的な連携について検討されたい。(生活安全企画課)

5 検査等結果の取扱いについて

(1) 検査等結果の記録について
検査等結果の決定過程、措置及び改善状況の確認記録等において、検査等の有効性、効率性及び統一性の

(生活安全企画課)
立入検査関係書類の保存期間について、次回立入時までの保存を念頭に置き、文書保存期間の見直しを実施する。

(生活安全企画課)
火薬類取締法立入検査等の立入検査については原則として2名以上で対応するよう実施要領等を改定し、各所属への指示を徹底する。

(生活安全企画課、福島警察署、郡山警察署)
該当せず。

(生活安全企画課)
専門性確保については、既存する立入り要領の充実、見直し等を実施するとともに指導教養を実施し、検査体制の強化を図る。

(生活安全企画課)
「火薬類取締法立入検査」については現時点で県消防保安課と調整中で、連携・連絡体制の構築を図っているところであるが、警察署においては、必ず地方振興局と連絡を取り、日程調整のうえ合同で立入りを進めるよう立入り実施要領等に明記する予定である。
また、チェック項目等の調整については、合同で実施した際の実施者意見等を踏まえ検討する。

(生活安全企画課、福島警察署、郡山警察署)
検査等における記録については、次回検査の基礎資料として役立てるため、適

<p>観点から、適切な管理及び整備について徹底されたい。(各検査等所管課、各検査等実施機関)</p> <p>(4) 検査等結果の他の実施機関への周知について 検査等結果の具体的事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切な周知について検討されたい。(各検査等所管課)</p> <p>(5) 個別団体に関する検査等結果の公表について 検査等結果の公表については、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなど、積極的な公表について検討されたい。(各検査等所管課)</p> <p>6 問題があった際の随時の検査等の対応について</p> <p>(1) 問題があった際の随時の検査等の対応について 臨時検査等の対応について、検査等の有効性、効率性、実効性及び統一性の観点から、検査実施に係る実務的なマニュアル等を策定するなど、適時適切な対応ができるよう検討されたい。(各検査等所管課)</p> <p>(2) 不適正事案における検査結果等の実施機関への周知について 不適正事案における検査等結果の具体的事例の周知において、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、適時適切に周知されるよう検討されたい。(各検査等所管課)</p> <p>(3) 不適正事案における検査結果等の公表について 個別及び全体の検査等結果の公表について、検査等の効率性、実効性及び統一性の観点から、公表基準を設けるなどして、積極的な公表について検討されたい。(各検査等所管課)</p>	<p>切な管理及び整備に努めるよう指導を徹底する。</p> <p>(生活安全企画課) 問題のあった事例等については、教養資料等をもって他署へ速やかな周知を行うとともに、全体的な実施結果については、周知について検討する。</p> <p>(生活安全企画課) 県民への安全・安心の確保に資する検査実施状況等については、必要性とともに他県警察等の状況を踏まえ、公表について検討していく。</p> <p>(生活安全企画課) 随時検査等を実施するに当たっては、具体的には規定しておらず、個別に判断して対応している状況であるが、立入り実施要領等の見直しを図る。</p> <p>(生活安全企画課) 不適正事案における検査等結果については、警察署への周知を図り、情報の共有を図るよう検討する。</p> <p>(生活安全企画課) 不適正事案における個別及び全体の検査等結果の公表については、公表の必要性、公益性等を勘案するとともに他県警察の状況等を踏まえ検討する。</p>
--	--

(監査総務課)